

第3章 子育ての第一義的責任と施策の基本的視点

1. 第一義的 責任

子育ては、親に第一義的責任(最も重要な責任)があります。しかし、親が子育ての全てを担うことは難しいことから、行政や地域など社会全体で、親が子育てに関する責任を果たすことができるような支援の充実に努めます。

(1) 子どもの養育や健全育成に関する親の責任

子育て中の親は、子どもを養育し、健全に育成する責任があります。

このため行動計画では、子育て支援センター事業や保育所、児童館などの地域における子育て支援事業の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの養育や健全な育成を果たすことができるよう支援します。

(2) 子どもの健康の確保と増進に関する親の責任

子育て中の親は、子どもの健康の確保や増進を図る責任があります。

このため行動計画では、保健医療や保健サービスなどの支援事業の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの健康の確保や増進を果たすことができるよう支援します。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育に関する親の責任

子育て中の親は、子どもの心身の健やかな成長に資する教育を図る責任があります。

このため行動計画では、教育環境等の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの心身の健やかな成長に資する教育を果たすことができるよう支援します。

(4) 子どもが安心して生活できる環境に関する親の責任

子育て中の親は、子どもが安心して生活できる環境をつくる責任があります。

このため行動計画では、地域における生活環境の充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもが安心して生活できる環境をつくれるよう支援します。

(5) 男女が協働して子育てを行うことに関する親の責任

子育て中の親は、子育てを男女が協働で行う責任があります。

このため行動計画では、男女協働で子育てしやすい環境づくりによって、子育て中の親が自らの責任により男女協働で子育てができるよう支援します。

(6) 子どもの安全の確保に関する親の責任

子育て中の親は、子どもの安全の確保を図る責任があります。

このため行動計画では、交通安全教育や犯罪等の被害から守るための支援事業などの充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもの安全の確保を図れるように支援します。

(7) 子どもへの虐待防止や子どもの権利を守ることに関する親の責任

子育て中の親は、子どもへの虐待防止や子どもの権利を守る責任があります。

このため行動計画では、啓発や相談支援事業などの充実によって、子育て中の親が自らの責任により子どもへの虐待を防止しするとともに子どもの権利を守ることができるよう支援します。

2. 施策の基 本的視点

将来の登別市を担う子どもを育成し、又は育成しようとする父母その他の保護者が、男女で協働して子育てについての第一義的責任を担い、子育てについての喜びが実感され、子どもが健やかで健全に育成できるよう、次の視点に立った取り組みを推進します。

(1) 子どもの視点

子どもの権利は子ども自身で擁護することが難しいことから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう配慮し、子どもの視点に立った取組を進めます。

(2) 次代の親づくりという視点

次世代育成支援は、次世代の親となる子どもが、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

(3) サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や個人の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化していることから、個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った取組を進めます。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援は、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国や北海道及び市はもとより、職場や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手と協働して支援を進めていきます。

(5) すべての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という視点に立った取組を推進します。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行う社会福祉協議会、子ども会、町内会、自治会、NPO、子育てサークルを始めとする様々な地域活動団体、主任児童委員、民生委員・児童委員等が活動しています。

さらに、高齢者、障害者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者も多く、加えて豊かな自然環境や地域に受け継がれる獅子舞等の伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用した取組を進めます。

また、相談機能を踏まえた保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ります。

(7) サービスの質の視点

利用者が適切で良質なサービスを安心して利用できる環境を整備するために、サービスの質などを評価し向上させていくといった視点から、人材の育成を図るとともに、情報の公開やサービス評価等の取組を進めます。

(8) 地域特性の視点

地域における人口構成、基幹産業や社会資源の状況等は様々であることから、次世代育成支援においては、地域の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要である。